

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十一年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年十一月二十九日奈良県指令建第一〇二―一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年二月五日建第九三五三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市田井庄町四六四番四、四六五番三、四六六番三及び四六七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区港南二丁目一八番一号

株式会社ゼンショーホールディングス

代表取締役 小川賢太郎